

墓地経営・管理の指針等に基づく審査基準

趣旨

この基準は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の許可について、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年生衛発第1764号）に基づき本市の実情に応じて墓地経営許可等の審査基準として必要な事項を定めるものである。

第1 基本的事項

- 1 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。
- 2 経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
- 3 計画段階で市長との協議を開始すること。
- 4 許可を受けてから募集を開始すること。

第2 墓地経営主体

- 1 墓地経営主体は、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成14年条例第18号）第2条に規定する者であること。
- 2 名義貸し（宗教法人等による申請であるが、当該宗教法人等が実質的な経営主体ではないものをいう。）が行われていないこと。
- 3 墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄附行為となっていること。
- 4 経営許可申請者が墓地経営を行うことを意思決定したことを証する書類が存すること。

第3 墓地の設置場所及び構造設備

1 墓地の設置場所について、周辺の生活環境との調和に配慮されていること。

2 墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。

第4 他法令との関係

1 当該墓地経営を行うに当たり、他制度の許可も要する場合には、当該許可を得たことを証する書類が存すること。

第5 安定的な経営管理計画

1 安定的な経営を行うに足りる十分な基本財産を有していること。

2 自ら土地を所有していること。

3 土地に抵当権等が設定されていないこと。

4 当初から過度な負債を抱えていないこと。

5 中長期的需要見込みが十分行われていること。

6 中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。

7 墓地以外の事業を行っている場合には経理・会計を区分するようにすること。

第6 墓地使用契約

1 厚生労働省が定める標準契約約款に沿った内容であること。

2 契約内容が明確であること。

3 契約に際し十分利用者に契約内容が説明されるようにすること。その前提として、契約書及び重要事項の説明書が作成されていること。

4 料金に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。

5 使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が

行われるものであること。

6 契約解除の場合にも使用者の保護が図られていること。

第7 許可の際の条件

1 許可の際に次に掲げる条件その他の必要な条件を付するものとする。

(1) 使用料等を原資とする管理基金の造成

(2) 監査法人による財務監査の受検

(3) 財務関係書類の作成、公開等